化審法見直し合同委員会報告書案について

平成20年11月 厚生労働省 経済産業省 環 境 省

厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会において、<u>化学物質審査規制法の見直しに関する報告書案</u>が取りまとめられ、10月31日(金)から12月1日(月)までパブリックコメントを実施。 我が国に流通するすべての化学物質を対象に、<u>リスク評価を段階的に</u>進める体系へと転換を図ること等が内容。

1 化審法について

- 〇<u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</u>(化審法)は、PCB による環境汚染問題を契機に昭和 48 年に制定。
- 〇化学物質による環境汚染の防止のため、<u>新規化学物質についての事</u> <u>前審査制度</u>、化学物質の性状に応じた<u>製造・輸入及び使用の規制</u>等 が主な内容。

2 化審法見直しにかかる審議の経緯について

- 〇平成 20 年 1 月より、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境 審議会による審議開始。これまで合同委員会を 3 回開催。
- 〇報告書案について、10月31日から12月1日までのパブリックコメントを実施。その後、最終報告書を取りまとめ予定。

3 委員会報告書案に示された見直しの方向性について

- 〇現在の制度は相応の役割を果たしているものの、既存化学物質(化審法制定当時我が国に流通していた化学物質、約2万種。)の安全性評価が十分になされないまま製造・使用されている現状を踏まえ、基本的にすべての化学物質を対象としてリスク評価を段階的に進めていく体系へと転換。
- 〇すべての化学物質について、<u>一定量以上の製造・輸入量の届出を義務化</u>。届出情報を用いてスクリーニング評価を行い、「優先評価化学物質」(仮称)を絞り込み。それらの物質について、事業者の協力のもとで安全性情報を段階的に収集し、国としてリスク評価を実施。
- 〇リスクが高いと判断される物質の製造、輸入、使用等を規制。
- ○2020年までに、全ての化学物質について一通りの対応を終える。